

株式会社 L o o o p 「(仮称) 西能登ウィンドファーム環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年7月27日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)西能登ウィンドファーム環境影響評価方法書について、株式会社L o o o p に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、石川県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：石川県輪島市及び羽咋郡志賀町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大102,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成29年 8月30日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成29年 11月17日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成29年 11月27日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成30年 1月31日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成30年 4月10日
石 川 県 知 事 意 見 受 理	平成30年 7月10日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成30年 7月27日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、須之内

電話03-3501-1742（直通）

株式会社 L o o o p 「(仮称) 西能登ウィンドファーム環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本事業の方法書においては、風車発電機の位置は示されているものの、工事用道路、造成等による土地の改変箇所が示されていない状態であり、今後、事業計画等の決定により新たな事情が生じた場合は、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価項目の選定や、調査、予測及び評価の手法を変更(大気質、騒音、水環境等の調査地点の追加・変更を含む。)する等、適切に対応すること。
2. 対象事業実施区域周辺では、他事業者の風力発電所が稼動中であることから、騒音、景観、動物等について、本事業との累積的な影響を、調査、予測及び評価すること。
3. 飲料水に用いられている表流水・湧水の利水については、その利用状況を改めて詳細に調査し、可能な限り、取水地点の上流部に調査地点を設け調査、予測及び評価すること。
4. 動物、植物の調査地点及び踏査ルートは、土地改変の可能性がある対象事業実施区域の全域を網羅していないので、調査手法ごとの探索可能範囲を十分考慮したうえで、対象事業実施区域及びその周辺を網羅する調査地点及び踏査ルートを設定すること。
5. 対象事業実施区域の河川の下流では、ヤマメ、イバラモ等の重要な種が生息している可能性があることから、水生動物・水生植物を影響評価の対象に追加すること。

(石川県知事からの意見書の写しを添付)